



栃木県公報

平成28年
5月13日(金)
号外
第39号

目次

選挙管理委員会

○選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額…………… 1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第三十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第一項及び第二項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百二十九条第一項及び第四項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら公職選挙法第百四十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら公職選挙法第百四十二条の三第一項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は公職選挙法第百四十三条第一項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者（以下「事務員等」という。）に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のように定め、平成二十八年五月十三日以降その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

なお、選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額に関する告示（平成十二年栃木県選挙管理委員会告示第五十六号）は廃止する。

平成二十八年五月十三日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒夫

- 一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - (一) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (二) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (三) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - (四) 宿泊料（食料二食分を含む。） 一夜につき一万二千円
 - (五) 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円
 - (六) 茶菓料 一日につき五百円
- 二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額
 - (一) 基本日額 一万円
 - (二) 超過勤務手当 一日につき基本日額の五割
- 三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - (一) 鉄道賃、船賃及び車賃 一の(一)、(二)及び(三)に掲げる額
 - (二) 宿泊料（食料を除く。） 一夜につき一万円
- 四 選挙運動に従事する者（事務員等に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額
 - (一) 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円
 - (二) 専ら公職選挙法第百四十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円